

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月7日福警刑総第964号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「刑事事件において人質司法をする根拠」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、「人質司法」という定義が存在しないことから、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月18日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成29年9月7日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年9月9日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

本件文書について作成も取得もしていないとすれば、捜査において違法行為を行っていることになり、公務員の職権乱用にかかわる犯罪（刑法193条～196条）、刑法の強要罪等に違反をし、懲戒処分及び刑事処分の対象となる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

実施機関において、「人質司法」という定義が存在せず、本件文書は作成も取得もしていない。

6 審査会の判断

(1) 「人質司法」について

当審査会が確認したところ、「人質司法」という語彙は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑事訴訟法」という。）をはじめとする法令、警察実務等において存在しない。

他方、日本弁護士連合会の紹介パンフレットや県弁護士会の宣言・声明等において、「人質司法」という語彙が使用されており、明確な定義付けはなされていないものの、罪を認めない限り保釈が認められず、長期間身体拘束が続くという実態という意味で使用されていることが認められた。

(2) 本件文書の存否について

本件文書は「刑事事件において人質司法をする根拠」であるところ、審査請求人の主張を踏まえると、本件請求の趣旨は、「人質司法」を正当化する根拠を示す文書を求めるものであると解される。

当審査会が刑事訴訟法を確認したところ、司法警察職員が被疑者を逮捕した場合、逮捕、勾留及び釈放の手続きを経るものとされており、勾留の可否及び勾留延長の可否については、検察官の請求に応じて裁判官が判断するものとなっている。

実施機関における刑事手続は刑事訴訟法の規定に基づいて行われることを鑑みると、「人質司法」を正当化する根拠が実施機関に存在するとは考えられず、当該根拠を示す公文書も存在しないというべきである。

したがって、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断される。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。